

令和 8 年

ふれあい通信

第 7 号

7月21日



夏の交通安全県民運動実施中

7月15日(水)～24日(金)

 **心がけてもらうこと** 

- ①横断歩道は歩行者優先!!
- ②自転車・特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード）も交通ルールを守る!!
- ③飲酒運転・ながらスマホは絶対にしない!!



夏休み期間中は子どもの事故が増加する傾向があります。子どもたちに「**左右を確認する**」「**横断歩道を渡る**」等の交通ルールを守るよう指導してください。

★横断歩道を利用しましょう★

令和7年中に滋賀県内で歩行中に亡くなられた事故のうち
約6割が「道路横断中」でした。

事故を防ぐために・・・

ドライバー

横断歩道で、歩行者が横断しようとしているときは、横断歩道の手前で一時停止して道を譲りましょう



歩行者

横断歩道を渡るときは、車両に対して「**手をあげる**」などして横断の意思表示を行い、**車両が停止した後**に**左右の安全確認**をしてから横断しましょう。



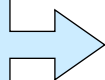
令和8年9月1日から

お知らせ

生活道路等での自動車の法定速度が引き下げられます！



60 km/h



30 km/h

生活道路とは・・・主に地域住民の日常生活に利用される中央線や中央分離帯などが無い、比較的狭い道路のことです。



警察庁ホームページ
▼生活道路における法定速度の引下げについて



滋賀県警察本部ホームページ
▼チラシをダウンロードできます



滋 賀 県 警 察

～滋賀県トクリュウからみんなを守る県民運動実施中～

詐欺電話対策はこれ！

詳しくは「トクまも」で検索！

【Android】



詐欺電話
止められます。



詐欺対策
NTTタウンページ

この無料アプリ

【ios】



施設の窓口に掲示するなど、必要な方々にご覧いただけるようご協力ください。

滋賀県警察本部交通企画課 高齢者交通安全推進室 ふれあいチーム

TEL 077-522-1231 (代表) Eメール x0022@police.pref.shiga.jp